

何がその研究を軍事研究とするのか ——分類と事例から考える

眞嶋 俊造

はじめに

第二次世界大戦後、わが国において軍事研究を行うことは、少なくとも学术界においてタブー視されてきた。2018年の「軍事的安全保障研究に関する声明」(以下、「声明」という。)では、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する」と述べられている⁽¹⁾。また、「大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」とも述べられている⁽²⁾。

しかし、そもそも「軍事研究」、「軍事を目的とした研究」、「軍事的安全保障研究」とはいったいどのようなものなのだろうか。確かに、「声明」は軍事的安全保障研究を「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究」としているが、それが具体的に何を指すのかについては述べられていない。ここで危惧されるのは、上記の「声明」からの引用にある、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究」という文言である。「声明」は、研究機関に対して、その構成員の研究が軍事的安全保障研究にあたるかどうかを審査する制度を設けることを求めている。ここに本稿の問題意識がある。「自分の研究は軍事とは関係ない」、「自分は人類の英知の発展と深化のために研究を行っている」と信じていたとしても、ある日突然、自分が今まで行ってきた研究や進行中の研究が、自分の所属する機関によって「軍事研究」、「軍事を目的

(1) 日本学術会議、「軍事的安全保障研究に関する声明」(平成29年3月24日幹事会決定)

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-s243.pdf> 2020年11月29日最終アクセス。

なお、引用中にある「上記2つの声明」とは、1950年の「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明、と1967年の「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を指す。

(2) 同上。

とした研究」、「軍事的安全保障研究」として見なされてしまったらどうなるのだろうか。もしその機関が「軍事研究」、「軍事を目的とした研究」、「軍事的安全保障研究」を行わないことを宣言していたとしたら、その機関に所属する限り、そう見なされることによって進行中の研究を行うことができなくなる、つまり「止めるか辞める」の2択を一方的に突き付けられることになるのか。

1. 許容される研究、許容されない研究を検討するために

日本国憲法第9条は、その1項において「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とした上で、2項では、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」としている。ひょっとすると、この記述から、陸海空軍その他の戦力を保持しないのであるから、「軍事研究は必要ない」または「軍事研究をしてはいけない」という含意を読み取ることができるかもしれない。確かに、軍隊を保持しないのだから、国内の治安維持を目的とした兵器や兵器システム以外の、対外的に使用される潜在性を有する兵器や兵器システムを保持することはしてはならないだろうし、そのような兵器や兵器システムを開発したり生産したりすることもしてはならないとみなされるかもしれない。では、もしそのような兵器や兵器システムの開発や生産をしてはならないのであれば、それらについて研究すること（つまり、軍事研究）もしてはならないということになるのだろうか。

当然のことながら、憲法は軍事研究そのものを直接的に禁止しているわけではない。むしろ、憲法第23条に「学問の自由は、これを保障する」とあるように、もし軍事研究なるものが学問であるならば、軍事研究を行う自由もまた保障されているということになるかもしれない。もちろん、ここには留保事項がある。もし、ある宗教団体が法に反するような集団的暴力を行使するための手段として、兵器や兵器システムを研究したとしたらどうだろうか。その場合、憲法そのもの直接にはないが、その下位にある法体系、例えば刑法によって規定されている禁止事項に抵触し、それによって何らかの制裁の対象となりうる可能性は否定できない。

もしこのように考えるならば、法的に許容される軍事研究と、法的に許容されない軍事研究というものがあるように思われる。しかし、事態をさらに複雑にするのは、道徳的に許容される軍事研究と、道徳的に許容されない軍事研究というものがあるかもしれないということである。道徳的に許容される軍事研究と道徳的に許容されない軍事研究を分けることができるのか。もしできるのであれば何をもってその研究を道徳的に許容される、または道徳的に許容されないと判断・評価することができるのか。この問いについて検討することは非常に重要であると思われる。しかし、その前段階として、何をもってその研究を軍事研究とするのかということ、つまり軍事研究の定義といわないまでも、その特徴をあぶりだすこと、そしてそのための議論を深めることが肝要であると思われる。本稿は、軍事研究の特徴をあぶりだすための議

論を深めるための試論ないし予備的考察として、次節より軍事研究の特徴とそれに関連する研究について検討する。

2. 「軍事研究」とは：杉山の議論と日本学術会議の文書をてがかりに

これまで、「軍事研究」という言葉を、その内容に触れずに使ってきた。本節では、許容される研究、許容されない研究を検討するにあたり、「軍事研究」とそれに関連する研究について検討する。

「軍事研究」について論ずるにあたっては、まず「何が軍事研究なのか」という用語を定義することから始めるのが望ましいのかもしれないが、おそらく一致した見解を共有することは難しいだろう。杉山滋郎は、著書の中で「軍事研究の意味をできるだけ緩く捉えておくのが望ましい」とし、「誰かが『それは軍事研究ではないか』と指摘したもの、あるいは指摘するかもしれないものは、すべて軍事研究の範疇に含めて叙述を進めていく」と述べている⁽³⁾。さらに、以下の事例が軍事研究に含まれると指摘している。

- ・軍（および軍関連機関）が行なう研究
- ・軍（および軍関連機関）が資金、設備、ロジスティック、その他の面で支援する研究
- ・戦争や紛争に関連して用いられるもの、または用いられる可能性のあるものに関する研究⁽⁴⁾

上記の意味での「軍事研究」は、杉山自身が認めるように「緩く」、射程範囲が広過ぎて、軍事研究の特徴について考えるには有意ではなさそうである。もし杉山の意図する意味において軍事研究を捉えるのであれば、軍事研究ではない研究はもはや存在しないという結論を導き出すことができるかもしれない。

というのは、「誰かが『それは軍事研究ではないか』と指摘したもの、あるいは指摘するかもしれないもの」が軍事研究であるとするならば、以下で検討する「軍事に関する研究」のうち、軍事を目的としないが軍隊ないし軍事的要素を有する対象を扱う研究はすべて「軍事研究」になってしまいかねないからである。また、杉山の挙げる3番目の事例「戦争や紛争に関連して用いられるもの、または用いられる可能性のあるものに関する研究」が「軍事研究」のひとつの事例であるとするならば、おそらくほぼすべての研究が「軍事研究」に該当するかもしれない。なぜならば、軍事に用いられる可能性のないものに関する研究は、おそらく存在しないからである。

(3) 杉山滋郎、『「軍事研究」の戦後史：科学者はどう向きあってきたか』、ミネルヴァ書房、2017年、V頁。

(4) 同上。

このように、少なくとも本論の目的である「軍事研究」そのものについて検討するにあたっては、杉山の説明では必ずしも十分ではないように思われる。とはいえ、杉山の慧眼は、「誰かが『それは軍事研究ではないか』と指摘した」研究、が軍事研究とされる、ないしそうと見なされる潜在性を有するという指摘にあるだろう。本稿の結論の一部を先取りするならば、すべての研究者が配慮すべきことは、自分の研究は軍事的な性質を有さないという考えを改め、いつ、誰か——それはおそらく研究者に対して強い立場にある者ないし力を有する者——によって、「あなたの研究は軍事研究です」と断罪されてしまう危険を自覚する必要があるということである。

次に、日本学術会議がいうところの「軍事的安全保障研究」について検討を行おう。同会議の報告「軍事的安全保障研究について」（以下、「報告」という。）によると、「軍事的安全保障研究」とは、「軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野にかかわる研究」とされている⁽⁵⁾。そして、「軍事的安全保障研究に含まれる」研究のカテゴリーとして、以下を挙げている。

- ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、
- イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、
- ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等⁽⁶⁾

さらに、「軍事利用につながることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環である」と述べている⁽⁷⁾。

まず、ア) について異論はないだろう。次に、イ) についてはどうだろうか。このカテゴリーには問題があるように思われる。というのは、イ) を文字通り読むと「防衛省の予算に基づく研究はすべて軍事研究である」ということになる。ここに問題がある。というのは、「防衛省の予算に基づく研究であっても、必ずしも軍事を目的とした研究ではなく、またその研究成果が軍事的に利用される可能性がないか、少なくとも低い研究」というのはありえるからである。具体的には、防衛大学の教官が防衛大学の研究費で行う研究の一部である。それらの研究はすべて軍事研究であるというのは少し無理がある。というのは、いわゆる教養ないしリベラルアーツ教育にかかわる教官の研究はすべて軍事研究であるということにはならないからである。

最も問題となりうるのは、ウ) で挙げられている「研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等」と、軍事的安全保障研究の「一環」とされる「軍事につながることを目的とす

(5) 日本学術会議、安全保障と学術に関する検討委員会、「軍事的安全保障研究について」（2017年4月13日幹事会決定）1頁。

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/170413-houkokukakutei.pdf> 2020年11月29日最終アクセス。

(6) 同上、3頁。

(7) 同上。

る基礎研究」である。「報告」では、「範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ)のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる」とあるが、ここに最大の陥穽があるように思われる。というのは、すでに指摘したように、軍事に用いられる可能性のないものに関する研究はおそらく存在しないからである。それらの研究の中でも、軍事的に利用される可能性の高い研究と低い研究があるだろう。それらの間には明確な線引きができるものではなくグラデーションのような様相を示すだろう。ここに最大の懸念事項がある。というのは、どこまで含まれるか判断が特に難しく、「慎重な対応が求められる」とあるが、「誰が判断するのか」という点と、「誰が慎重な対応を求め、誰に対して慎重な対応が求められるのか」という点について明らかにされていないからである。

上記の2点についてそれぞれ検討しよう。まず、「誰が判断するのか」である。判断の主体として、文部科学省や学術振興会や日本学術会議や各種学協会や個々の研究機関が考えられる。このことは個々の研究者にとって深刻な脅威となりうる。というのは、それらの「権威」がたとえ慎重な対応をしたとしても、ある研究分野や研究内容や個々の研究を「研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究」と判断された研究は「軍事的安全保障研究」とされてしまうからである。つまり、何らかの合理的かつ客観的とされるであろう基準や根拠や理由なるものが持ち出されるかもしれないが、「軍事的安全保障研究」とされる研究とそうではないとされるものとの間に何らかの「線引き」が、ひょっとすると恣意的に行われることになるかもしれない。

さらなる懸念は、この「線引き」から示唆される。それは、組織による構成員に対する強制力が行使される可能性である。これはどういうことだろうか。例として、次の状況を考えてみよう。「軍事研究を行わない」と宣言した研究機関が、その構成員の研究について、それらが軍事的安全保障研究であるか否かという「線引き」を行ったとしよう。機関の方針として軍事研究を行わないことを掲げる以上、その構成員は軍事的安全保障研究とされた職務としての研究を行うことができなくなるかもしれない。また、そのような機関はその構成員に対してそのような研究を行わせないようにするかもしれない。それでもなお、もし構成員がそのような研究を行った場合には、機関は懲罰的措置としての懲戒を発動することになるかもしれない。このような強制力の行使こそが、学問の自由という研究活動の本質に真っ向から対立することのように見受けられる。

次に、軍事的安全保障研究の「一環」とされる「軍事につながることを目的とする基礎研究」はどうだろうか。この文言からは、「軍事につながることを目的としない基礎研究は軍事的安全保障研究の一環とはされない」という解釈が成立するだろう。しかし、そのような研究であっても、ウ)のカテゴリーが適応されると、研究成果が軍事的に利用される可能性の有無または程度によって軍事的安全保障研究とされてしまうのではないだろうか。

また、「軍事につながることを目的としないが、研究成果が軍事的に利用される可能性のある研究」というのは存在するかもしれない。例えば、「次世代の民用人工衛星の断熱材を開発

するに至った、素材に関する研究」といったものがあるでしょう。人工衛星が宇宙から地球に帰還するためには大気圏に再突入しなければならない。その際の温度に耐えられなければ人工衛星は燃え尽きてしまう可能性がある。ここで問題となるのは、人工衛星が再突入で燃え尽きないような断熱材を開発するための研究である。しかし、再突入において燃え尽きない断熱技術は、ひょっとしたら次世代の弾道ミサイルの研究開発に転用されるかもしれない。もし軍事につながることを目的としなかったはずの研究が軍事転用されてしまったら、その研究は後付的に軍事的安全保障研究とされてしまうのだろうか。

これまで杉山の議論と日本学術会議の文書を検討してきた。そこから導き出される可能性として、2つのことがいえるだろう。ひとつには、軍事研究として捉えられる研究のあまりに幅が広く、そのため滑り坂論に陥る可能性を否めず、多くの研究がなし崩し的に軍事研究とされてしまうおそれがあることである。しかも、ある研究は遡及的に軍事研究と断罪されてしまうかもしれない。もうひとつには、ある研究が何らかの「権威」によってなし崩し的に軍事研究と認定されてしまうことにより、研究ができなくなってしまうかもしれないということである。「軍事研究を行わない」という方針を有する組織において、あるとき突然その組織がある構成員の研究を「軍事研究」として認定した場合、その組織においてその構成員は自身の研究を遂行することができなくなり、それでもなお研究を継続した場合には懲戒の対象となるおそれがある。

次節では、杉山の説明と日本学術会議の「報告」を踏まえた上で、「軍事研究」とそれに関連する研究の類型化とその特徴について検討する。

3. 軍事研究と非軍事研究のトワイライトゾーン

軍事研究とはいえないかもしれないが、軍事研究ではないといい切れない研究、つまり軍事研究と非軍事研究のトワイライトゾーンにある研究は存在するだろう。例として、シェイクスピアの戯曲『ヘンリー5世』をテーマとした英文学研究について考えてみよう。一見すると、英文学、シェイクスピアの戯曲というトピックからは、ヘンリー5世がイングランド王であり、イングランド軍の最高司令官としてフランスに軍事侵攻するというストーリーを除いては、軍事的な要素はあまりないように思われる。しかし、『ヘンリー5世』の研究は軍事研究になりえないのだろうか。ひょっとしたら、『ヘンリー5世』の登場人物の台詞を研究することによって、兵士や一般の人々の士気を鼓舞するような訓示や演説を行うことができるかもしれない。もしそのような研究があったとしたら、それは軍事研究といえるだろう。これはひとつの例に過ぎないが、軍事を目的としない研究であっても軍事目的に利用できる可能性があるということを示すだろう。

関連して、『ヘンリー5世』の SCRIPT から武力紛争法や正戦論を議論する、言い換えれば同書の中に武力紛争法や正戦論を読み込む、ないし同書からそれらを読み解くという、戦争

倫理学の教育に用いることができるペダゴジ的な研究⁽⁸⁾はどのように考えることができるだろうか。そのような研究は、「軍隊ないし軍事的要素を有する対象を扱う研究」に分類できよう。しかし、その研究は軍事研究なのだろうか。杉山の意味する「軍事研究」には該当するだろう。しかし、その研究が「軍事研究」に該当するか否かは、研究の目的や研究における研究者の意図などに依存すると考えられる。

以下の具体例を挙げて検討することが果たして適切であるかはさておき、ひとつの試みとして、デイヴィッド・ペリー (David L. Perry) の研究とその論文 'Using Shakespeare's Henry V To Teach Just-War Principles'⁽⁹⁾ についてどう考えることができるかを論じてみよう。ペリーの論文はそのタイトルが直接示すように、『ヘンリー5世』を使用して正戦論を教育するための解説論文であり、付録には授業案が記載されている。これだけでは、ペリーの研究と論文が「軍事研究」であるかどうかは断定できない。しかし、次の情報を追加した場合にはどうだろうか。論文が刊行された2005年当時において、ペリーは米陸軍戦争大学 (U.S. Army War College) に所属する教員で 'Ethics and Warfare' (「倫理と戦争」) という授業科目において『ヘンリー5世』を題材として当該内容の教育を行っていた⁽¹⁰⁾。つまり、このことは、軍機関に所属する者が、たとえ軍籍をもたないにせよ、主に軍事教育のための研究を行い、そのための、またその経験に基づく論文を執筆したということの意味する。さて、ペリーは軍事研究を行ったことになるのだろうか。もしその研究が軍人の教育のために行われたものであれば、それは軍事研究といえることができるかもしれない。

しかし、ペリーは米陸軍戦争大学で教鞭をとる前後において、複数の民間の大学でも教鞭をとってきた。もしペリーがそれらの大学で『ヘンリー5世』を題材として正戦論の原則を教えていたとしたら、それは軍事研究に該当するのだろうか。その場合、ペリーの研究とその論文は「軍事研究」なのだろうか。また、ペリーの研究や論文は「スピノン」とされるのか、それとも「スピノフ」とされるのか。

4. 「軍事研究」とそれに関する研究の類型化

軍事研究の特徴は、「直接であれ間接であれ、軍事利用を目的とする、ないし企図した研究」にあるだろう。「報告」のカテゴリーのA) は、「軍事利用を直接に研究目的とする研究」としているが、ここでは「間接」に注目したい。というのは、軍事研究ないし軍事的安全保障研究

(8) 一例として以下の著作を挙げることができる。Theodore Meron, 'Shakespeare's Henry the Fifth and the Law of War', *The American Journal of International Law* Vol. 86, No. 1 (Jan., 1992), pp. 1-45.

(9) David L. Perry, 'Using Shakespeare's Henry V To Teach Just-War Principles' (2005), <http://www.ethicsineducation.com/HenryV.pdf>, (最終閲覧2020年8月3日)

(10) David Perry, 'Defy Us to Do Our Worst: Ethics and Warfare in Shakespeare's Henry V', a paper Presented at the Annual Meeting of the Shakespeare Association of America Convention, 13 April 2006. (最終閲覧2020年8月3日)

に該当するであろう安全保障技術研究推進制度が助成対象とする「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究」は、たとえ間接であれ、軍事利用を企図した研究であるからである。

非軍事研究の特徴は、「軍事利用を目的とせず、企図しない研究」にあるだろう。その中には、「軍事利用できる潜在性を有する研究（デュアルユース：スピノン）」、「軍事に役立つかどうかは分からない研究」、「軍事に役立たない研究（あらゆる研究はデュアルユース性を有する潜在性を有するという立場をとるならば、そのような研究はないかもしれない）」といったものがあるかもしれない。

研究資金の出所や軍ないし軍関連機関の便宜供与の有無によって、その研究が軍事研究であるか否かを判断することについては慎重な検討が必要である。杉山は「軍（および軍関連機関）が資金、設備、ロジスティック、その他の面で支援する研究」を軍事研究とし、また「報告」は「研究資金の出所が軍関連機関である研究」を「軍事的安全保障研究に含まれる」研究としている。しかし、これは2つのねじれを引き起こす。1つ目のねじれは、「軍ないし軍関連機関の予算を財源とした研究ではないが、直接であれ間接であれ、軍事利用を目的とする、ないし企図した研究」は軍事研究として考えることができる点にある。想像しづらいかもしれないが、例えば宗教団体が武装を目的として、自動小銃のような小火器や、化学兵器に用いることができる化学物質の製造法を研究することが挙げられる。

2つ目のねじれは、「非軍事的軍事研究」という自己矛盾的なカテゴリーが生じるおそれにある。「軍ないし軍関連機関に所属する者が、研究資金ないし何らかの便宜供与を受けて遂行する研究ではあるが、直接であれ間接であれ、軍事利用を目的としない、ないし企図しない研究」は、軍事研究と呼べるのかどうかという問題である。例えば、防衛大学校・防衛医科大学校教員が防衛省予算を財源とした研究費を用い、職務として行う研究を考えてみよう。その研究のうち、直接ないし間接にも軍事利用を目的とせず、またそれを企図していない研究があるだろう。さらにその研究のうち、軍事を対象としない研究、例えばチャーホフの戯曲研究といったロシア文学を研究することは軍事研究といえるだろうか。また、それらの機関に所属する教員が、直接ないし間接に軍事利用を目的とせず、ないし企図しない研究のうち、防衛省予算を財源としないが、非軍事機関の予算、例えば文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、科学技術振興機構の各種事業等、また財団等の研究助成金等にもとづく研究は、軍事研究といえるのだろうか。さらに、それらの研究であっても、自らの所属機関から何らかの便宜（例えば、給与、そのためのエフォート、研究室、機関が所有する図書、什器、実験器具、その他設備、研究費の管理等各種事務的サポート）を受けた研究は軍事研究といえるのだろうか。

上記2つのねじれは、研究資金の出所や軍ないし軍関連機関の便宜供与の有無を軍事研究か否かの線引きとして用いることの困難さを示している。

5. 「軍事を対象とした研究」—「軍事を対象とない研究」という縦軸

軍事研究をより適切に理解するためには、軍事研究—非軍事研究という横軸のグラデーションだけではなく、「軍事を対象とした研究」—「軍事を対象とない研究」という縦軸のグラデーションを加えてみるとより分かりやすい見取り図ができる。

研究には、軍事を対象とした研究とそうではないものに分けることができるだろう。「軍事を対象とした研究」には、数多くの学問分野の研究が含まれる。簡単にいえば、戦争をテーマとして扱う研究である。例えば、文学では戦争文学の研究、歴史学では軍事史、芸術学では戦争画の研究、社会学では宣戦布告の言説分析や軍隊内におけるジェンダー問題、表象文化論では映画『風立ちぬ』（2013年）の研究など、人文・社会科学の分野において戦争を扱う研究は枚挙に暇がない。例えば、軍事社会学は軍事組織、つまり軍隊を対象とした社会学研究である。具体的には、軍隊という集団を対象とした、軍隊組織内の問題（例えば、軍隊におけるジェンダーの問題）や、軍隊という集団と、政府や市民社会といった集団とのかかわりの諸相に関する研究である。

軍事研究	非軍事研究
軍事を対象とした研究	軍事を対象とした研究
軍事を対象としない研究	軍事を対象としない研究

それでは軍事研究として、具体的にどのようなものが挙げられるだろうか。以下、いくつかの類型を挙げる。

- A. 自衛隊法で自衛隊員に含まれる者が職務として行う研究
 - ア) 防衛省ないし防衛装備庁職員が職務として行う研究
 - イ) 防衛研究所職員が職務として行う研究
 - ウ) 防衛大学校・防衛医科大学校教員が職務として行う研究のうち、直接ないし間接に軍事利用を目的とする、ないし企図した研究
 - エ) 研究を行う主体が誰であれ誰であれ、直接ないし間接に軍事利用を目的とする、ないし企図した研究

- B. 研究を行う主体が誰であれ、防衛省の予算を資金源として行う研究

これに該当する具体的な事例として、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度を挙げることができる。当該制度は競争的資金制度であり、同庁のウェブページによると「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究」に競争的

資金を配分するという制度である (<https://www.mod.go.jp/atla/funding.html>)。この研究制度においては、助成対象の研究が軍事に資することが期待されており、スピンオンのデュアルユース性、つまり軍事目的が明確に意識されている。このことから、安全保障技術研究推進制度は「軍事研究」ということができるだろう。

C. 研究を行う主体が誰であれ、防衛産業において防衛省に収める防衛装備品の開発・製造・配備・運用にかかわる研究

次に、非軍事研究には何があるだろうか。以下、いくつかの類型を考えてみよう。

A. 防衛大学校・防衛医科大学校教員が職務として行う研究のうち、軍事を対象とせず、直接ないし間接に軍事利用を目的とせず、ないし企図しない研究のうち、防衛省予算を主要な財源としない研究。具体的には、文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、科学技術振興機構の各種事業等を挙げることができるだろう。

B. 研究を行う主体が誰であれ、防衛省の予算を財源とせず、また軍事を対象とせず、さらに直接ないし間接に軍事利用を目的とせず、ないし企図しない研究。

非軍事研究のカテゴリーのうち、厳密には軍事研究には含まれない、必ずしも軍事研究とは呼べないような研究であっても、「軍事研究とみなされうる可能性のある研究」というサブカテゴリーはあるかもしれない。そのような研究の特徴は「何らかの軍ないし軍関連機関からの便宜供与を受けた上で遂行されるが、軍事を対象とせず、また直接であれ間接であれ、軍事利用を目的としない、ないし企図しない研究」といえるだろう。そのような研究には、どのようなものがあるだろうか。以下、いくつかの類型を挙げる。

A. 自衛隊法で自衛隊員に含まれる者が職務外として行う研究

ア) 防衛省職員が職務外で行う研究

イ) 防衛研究所職員が職務外で行う研究

ウ) 防衛大学校・防衛医科大学校教員が職務として行う研究のうち、直接であれ間接であれ、軍事利用を目的としない、ないし企図しないが、所属機関から何らかの便宜を受けて行う研究

エ) 防衛大学校・防衛医科大学校教員が職務として行う研究のうち、防衛省予算以外の予算（例えば、文部科学省科学研究費補助金や、厚生労働省科学研究費補助金）を資金源として行う研究、ならびに職務外で行う研究

上記のうち、エ) については議論の分かれるところかもしれない。例えば、防衛大学校なら

びに防衛医科学学校の教員はe-Rad（府省共通研究開発管理システム）により研究者番号を付与されており、国公立大学や私立大学の教員や、軍事を直接の目的としない政府研究機関（例えば、がん研）の研究者と同じように、文部科学省科学研究費に応募することができる。防衛大学校のウェブページに掲載されている過去5年間の文部科学省科学研究費の採択課題一覧⁽¹¹⁾を見る限り、もちろん題名だけでは分からないし、また題名だけで判断すべきではないことではあるが、軍事とは関係ないような研究課題も散見する。

これらの「軍事研究とみなされうる可能性のある研究」は、非軍事研究のカテゴリーのうち、2-1. 軍事を対象とした研究と2-2. 軍事を対象としない研究の両方のサブカテゴリーに存在することになるだろう。

6. 仮想事例

それでは、ある研究は、いつ、どうして、どのように軍事研究と見なされうるのか、または見なされえないのか。前節での分類を踏まえ、以下の仮想事例を用いて検討してみよう。

仮想事例1：「核抑止論の研究は軍事研究なのか？」

軍事研究を行わないことを宣言した、ある国立大学に所属するキタヤマ教授は、核抑止論を研究している。

→この場合、キタヤマ教授は軍事研究を行っていることになるのかというと、これだけでは何ともいえない。

仮想事例2：「国際ジャーナルへの学術論文投稿」

キタヤマ教授は、国際的な大手出版社が刊行する査読付き国際学術誌『ジャーナル・オブ・ウォー・エシックス』に、2020年代における多国間における核抑止論を論じた論文を投稿し、それが掲載された。

→この場合、キタヤマ教授は軍事研究を行っていることになるのかというと、これだけでは何ともいえない。

仮想事例3：「国防省からの委託研究」

わが国は、A国と二国間安全保障同盟の関係にある。また、A国はB国と多国間軍事同盟の関係にある。さらに、B国は、わが国と安全保障において協力関係にある。B国の国防省は研究者に対して研究委託を行っている。その研究は、「A国とB国が参加する多国間軍事同盟ではないが、やはりA国が参加する別の多国間軍事同盟に参加する国（C国）」の某国立大学に

(11) https://www.mod.go.jp/nda/about/fund_info.html 2020年11月29日最終アクセス。

所属するサブロク教授（国籍はB国としよう）が研究代表者を務めている。研究テーマは「A国が、わが国、B国、C国に提供する核の傘に関する比較研究」である。なお、わが国は、C国と安全保障において協力関係にある。

→この場合、サブロク教授が研究代表者を務める委託研究は軍事研究に該当する。

仮想事例4：「他国の国防省からの委託研究」

あるとき、キタヤマ教授は、旧知のサブロク教授から上記の「委託研究の研究分担者にならないか」という誘いを受けた。

→この場合、もしキタヤマ教授が研究分担者になってしまったら、キタヤマ教授は軍事研究を行うということを意味する。キタヤマ教授の所属する機関は軍事研究を行わないという方針を有する以上、その構成員たるキタヤマ教授は委託研究の分担者になってはならないといえよう。しかし、もしその委託研究と同じような内容の研究を別に行ったら、その研究は軍事研究とみなされるのだろうか。この場合、研究費の出所が問題になるように思われる。大学から支給される研究費、国防省やその関連機関と関係のない公的助成機関からの研究助成金等で研究を行うのであれば、その研究は軍事研究とは見なされるべきではないだろう。難しいのは、民間の研究助成機関や企業からの委託研究である。特に防衛産業からの委託研究には慎重が期せられるだろう。

仮想事例5：「呼び出し」

あるとき、キタヤマ教授は大学当局より呼び出された。その呼び出しは、キタヤマ教授に対して研究の内容について説明を求めるものであった。キタヤマ教授の研究には「核抑止」という名前がついているが、核抑止を推進するものではない。逆に、国際安全保障政策としての核抑止の脆弱性を論じるものであり、核抑止について批判的な「平和」研究であった。

→この場合、キタヤマ教授の研究は、軍事機関や防衛産業からの研究助成金によるものでない限り軍事研究とはいえないし、そう見なされるべきではない。

仮想事例6：「移籍」

キタヤマ教授は次年度より現任校の国立大学より防衛大学校の教授として移動することになった。もしキタヤマ教授が次年度においても同じ内容の研究を行ったら、キタヤマ教授の研究は軍事研究に該当するのだろうか。

→この場合もまた資金の出所に判断が大きく左右されると考えられる。もし防衛大学校から支給される研究費で同じ研究を続けるのであれば、その研究は軍事研究と見なされうるだろう。しかし、防衛省やその関連機関と関係のない公的助成機関（例えば、文部科学省）からの研究助成金（例えば、科学研究費助成事業に基づく科学研究費補助金）等で研究を行うのであれば、その研究は軍事研究とは見なされるべきではないだろう。とはいえ、たとえ軍籍を有

しない民間人の教官であっても、軍事機関に所属してその職務として研究を行う以上、その研究が軍事研究ではないとしても、そう見なされうる可能性は否定できない。

仮想事例7：「無間地獄？」

防衛大学校に所属するキタヤマ教授は、次年度より軍事研究を行わないという声明を出した私立大学に移動することになった。この場合、もしキタヤマ教授が次年度においても同じ内容の研究を行ったら、キタヤマ教授の研究は軍事研究に該当するのだろうか。

→この場合、やはり資金源によってその研究が軍事研究と見なされるかどうか分かれそうである。

これらの事例から考えると、軍隊や国防省やそれら関連機関からの資金やその他便宜の供与を受けた研究は軍事研究と見なされうる。ここで注意すべきことは、それらの機関から資金の供与がなかったとしても、もしその研究がそれらの機関から依頼されたものであれば軍事研究と見なされうるということである。つまり、正戦論や軍事倫理学の研究は、それらのテーマやトピックや内容が軍事研究か否かを決定づけるものではなく、所属機関と研究費の出所によって決定づけられるといえよう。

おわりに

本稿では、試論的に、軍事研究の特徴を概観した。軍事研究とは何であるかの定義は非常に困難であり、様々な議論があるだろう。本稿では軍事研究—非軍事研究の間に明確な線引きを試みるよりも、厳密には軍事研究とはいえないが軍事研究とみなされる可能性のある研究というカテゴリーのあぶりだしを試みた。このカテゴリーこそ、私たち研究者が最も切実に考えていくべきことではないだろうか。また、事例が示すように、その研究が軍事研究と見なされるのか、それともそうではないのかは、研究者の所属や研究費の資金源に依存するように思われる。問題は、研究者の所属が変わったり、研究費の資金源が変わったりすることによって、研究者が行う研究が軍事研究とされたり、またそうではないとされたりした場合、継続的な研究が困難になったり、研究を中止しなければならなくなるということが懸念される。

本稿の冒頭で問題提起を行ったように、私たち研究に携わる者が気を配るべきことは、研究の目的や意図やテーマに反して、また私たちの誠意に反して、誰か力の強い者によって、自らの研究が軍事研究と断罪され、研究の遂行に圧力がかかる可能性ないとはいえないということである。そのようなことが起こらないためにも、私たちは研究者集団として何をもってその研究を軍事研究とし、また何をもって非軍事研究するのかについての議論をさらに含めていく必要があるだろう。

